

事務連絡
平成27年3月17日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援事業所及び障害児入所施設等における事故防止対策の徹底について

障害児通所支援事業所及び障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）の事故防止対策は、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）第52条等の規定に基づき、適切な運用にご尽力いただいているところですが、大阪府豊中市に所在する児童発達支援事業所に通っていた男児が本年2月28日から行方が分からなくなり、3月15日に当該事業所付近の池から遺体で発見されるという事案が発生しました。

つきましては、障害児通所支援事業所等における事故防止対策について、別紙1「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）及び別紙2「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考として、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市においては、あらためて、管内の障害児通所支援事業所等に対する指導・助言を行うとともに、障害児通所支援事業所等においてはより一層の徹底が図られますよう、周知をお願いいたします。